

## 第四期特定健康診査等実施計画

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導を実施しております。国の特定健康診査等基本指針に基づき策定した「特定健康診査等実施計画」は、第三期（平成30年～令和5年）まで終了したところです。

このため、令和6年度より始まる第四期特定健康診査等実施計画（以下、「第四期実施計画」という）を策定いたしましたので、これに基づき実施していきたい。

### I 第四期実施計画期間について

令和6年4月1日より令和12年3月31日までの6年を一期として実施する。

### II 第四期実施計画期間における保険者の実施率目標

国の指針に基づき総合健康保険組合は、特定健診実施率を85%以上、特定保健指導実施率は30%以上を目標とする。

（全国目標は、特定健診実施率70%以上、特定保健指導実施率30%以上）

### III 当健保組合の目標実施率

現在、当健保組合が実施している40歳以上の加入者に対する各種健診は令和4年度特定健診受診率が83.3%であることを踏まえ、令和6年度の目標実施率は83.6%とし、年々受診率を向上させて、令和11年度に目標を達成させることとする。

特定保健指導については、令和4年度の積極的支援の初回面接の利用者割合は30.3%、動機づけ支援の初回面接の利用者割合は29.1%、支援終了者の割合は25.4%となっている。令和11年度に支援終了者割合を30%にするために、初回面接の利用者割合と終了者割合を向上させていくこととする。

#### 目標実施率の6ヶ年計画

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健康診査の目標実施率	83.6%	83.9%	84.2%	84.5%	84.8%	85%
特定保健指導の目標実施率	28.0%	28.5%	29.0%	29.5%	30.0%	30.5%

#### IV 特定健康診査等の対象者数

##### 1 対象者

##### ① 特定健康診査

被保険者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象被保険者数	<b>18,874</b>	<b>19,251</b>	<b>19,536</b>	<b>19,889</b>	<b>20,129</b>	<b>20,429</b>
受診者数	<b>16,987</b>	<b>17,326</b>	<b>17,582</b>	<b>17,900</b>	<b>18,116</b>	<b>18,386</b>
目標実施率	<b>90.0%</b>	<b>90.0%</b>	<b>90.0%</b>	<b>90.0%</b>	<b>90.0%</b>	<b>90.0%</b>

被扶養者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象被扶養者数	<b>4,461</b>	<b>4,258</b>	<b>3,984</b>	<b>3,785</b>	<b>3,596</b>	<b>3,416</b>
受診者数	<b>2,521</b>	<b>2,398</b>	<b>2,222</b>	<b>2,105</b>	<b>2,003</b>	<b>1,882</b>
目標実施率	<b>56.5%</b>	<b>56.3%</b>	<b>55.7%</b>	<b>55.6%</b>	<b>55.7%</b>	<b>55.1%</b>

被保険者＋被扶養者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者計	<b>23,335</b>	<b>23,509</b>	<b>23,520</b>	<b>23,674</b>	<b>23,725</b>	<b>23,845</b>
受診者計	<b>19,508</b>	<b>19,724</b>	<b>19,804</b>	<b>20,005</b>	<b>20,119</b>	<b>20,268</b>
目標実施率	<b>83.6%</b>	<b>83.9%</b>	<b>84.2%</b>	<b>84.5%</b>	<b>84.8%</b>	<b>85%</b>

##### ② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
動機付け支援対象者数	<b>1,518</b>	<b>1,535</b>	<b>1,541</b>	<b>1,556</b>	<b>1,566</b>	<b>1,577</b>
面接実施者数	<b>425</b>	<b>437</b>	<b>447</b>	<b>459</b>	<b>470</b>	<b>481</b>
目標実施率	<b>28.0%</b>	<b>28.5%</b>	<b>29.0%</b>	<b>29.5%</b>	<b>30.0%</b>	<b>30.5%</b>
積極的支援対象者	<b>2,466</b>	<b>2,493</b>	<b>2,503</b>	<b>2,529</b>	<b>2,543</b>	<b>2,562</b>
面接実施者数	<b>690</b>	<b>711</b>	<b>726</b>	<b>746</b>	<b>763</b>	<b>781</b>
目標実施率	<b>28.0%</b>	<b>28.5%</b>	<b>29.0%</b>	<b>29.5%</b>	<b>30.0%</b>	<b>30.5%</b>
保健指導対象者計	<b>3,984</b>	<b>4,028</b>	<b>4,044</b>	<b>4,086</b>	<b>4,109</b>	<b>4,139</b>
面接実施者数	<b>1,115</b>	<b>1,148</b>	<b>1,173</b>	<b>1,205</b>	<b>1,233</b>	<b>1,262</b>
目標実施率	<b>28.0%</b>	<b>28.5%</b>	<b>29.0%</b>	<b>29.5%</b>	<b>30.0%</b>	<b>30.5%</b>

## V 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施場所

特定健康診査は、東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関（4機関）などの固定施設及び巡回により行う。

特定保健指導は、事業所訪問による対面での面接と Zoom を使った遠隔面接を実施し、各企業の勤務体制や勤務地にとらわれず保健指導を実施する。

### 2 実施項目

特定健診の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

### 3 実施時期

実施時期は、通年とする。

### 4 委託の有無

#### (1) 総合健診および人間ドック

東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関などで受診する。

#### (2) 特定保健指導

当健保組合の保健師が中心に行うが、標準的な健診・保健指導プログラムの考え方に基づき一部分をアウトソーシングする。

### 5 受診方法

#### (1) 被保険者

東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関などに申込みをした上で受診日を決定し、固定施設又は巡回で健診を受診する。

#### (2) 被扶養者

東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関などに申込みをした上で受診日を決定し、固定施設で被扶養者健診を受診する。被扶養者である妻を対象とした巡回主婦健診は設定された期間内に希望施設で受診する。

特定保健指導は東振協と委託契約を結び実施する。

### 6 周知・案内方法

周知は、当健保組合ホームページ・けんぽだより・すこやかファミリーに掲載して周知案内を行う。

### 7 健診データ等の受領方法

東振協契約健診機関の健診データは東振協を通じて月単位で受領し、直接契約健診機関などの健診データは、健診費用請求時に電子データを受領して当健保組合で保管する。

なお、保管年数は5年とする。

## VI 個人情報の保護

当健保組合は、東京広告業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合の職員に限る。

## VII 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条3項「保険者は、特定健康診査など実施計画を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、ホームページに掲載し、公表・周知する。

## VIII 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、実施状況を踏まえ、問題点对策などを検討する。また、計画期間中に計画を見直す必要が生じたときは見直しを行う。

## IX その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。